

自転車等処分の基準・移送先

	処分の区分	基準・搬入先
①	廃棄	【基準】 <ul style="list-style-type: none"> ・盗難届の出ている自転車 ・条例第 12 条第 3 項に該当する自転車 ・原動機付自転車 ・自動二輪車 ・その他、区からの指示のあった自転車等 【移送先】 京浜島集積所（大田区京浜島三丁目 5 番）Cゾーン
②	再生利用	【基準】 <ul style="list-style-type: none"> ・①以外の自転車 ・別途、区が定める基準を満たす自転車 ・区が指定する日付に指定された台数を移送する。 【移送先】 放置自転車リサイクル倉庫（大森南四丁目 13 番 3 号）
③	売却 （自転車商売却分）	【基準】 <ul style="list-style-type: none"> ・①、②以外の自転車 ・指定された日時に来所した業者（リサイクル自転車取扱協力店）が選定した自転車
④	売却 （古物商売却分）	【基準】 <ul style="list-style-type: none"> ・①～③以外の自転車 ・②自転車のうち、再生利用しなかった自転車 【移送先】 京浜島集積所（大田区京浜島三丁目 5 番）Aゾーン